

区民委員会情報連絡

令和4年4月15日

情報連絡事項

頁

1	震災時におけるり災証明書発行に関する協定の締結について	2
2	美化推進協議会による春の清掃活動の実施について	7
3	パートナーシップ・ファミリーシップ制度の要綱改正について	9
4	LGBT啓発冊子「LGBTを知る本」の作成・配布について	22
5	金工展招待事業について	23
6	文化遺産調査の成果等について	25
7	令和4年度「子供の読書活動優秀実践図書館」に対する文部科学大臣表彰の受賞 について	30

(地域のちから推進部)

区 民 委 員 会 情 報 連 絡

令和4年4月15日

件 名	震災時におけるり災証明書発行に関する協定の締結について
所管部課名	地域のちから推進部 地域調整課 危機管理部 総合防災対策室 災害対策課
内 容	<p>円滑なり災証明書の発行を目的として、区内消防署3署（千住消防署・足立消防署・西新井消防署）と協定を締結したため、以下のとおり報告する。</p> <p>1 協定名 震災時におけるり災証明書発行に関する協定（別紙1）</p> <p>2 締結日 令和4年3月1日</p> <p>3 締結の相手方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 千住消防署 ・ 足立消防署 ・ 西新井消防署 <p>4 協定内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 震災時におけるり災証明書発行体制の構築及びそのための連絡会の開催に関すること ・ 個人情報の共有に関すること <p>5 個人情報の共有について（別紙2・3）</p> <p>（1）提供情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民基本台帳 ・ 東京都税事務所管轄家屋台帳 ・ 被災者台帳 <p>（2）収集情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ り災状況記録表（消防署火災被害調査様式） <p>※ 個人情報の取り扱いについては令和3年度第6回個人情報保護審議会諮問第438号「震災時におけるり災証明書発行に関する協定の締結について」にて承認済み。</p>
問 題 点 今後の方針	消防署と連携し、り災証明書発行のためのマニュアルの調整を行う。

震災時におけるり災証明書発行に関する協定書

足立区（以下「甲」という。）、東京消防庁千住消防署（以下「乙」という。）、東京消防庁足立消防署（以下「丙」という。）、及び東京消防庁西新井消防署（以下「丁」という。）は、相互協力により震災時における火災被害に係るり災証明書の発行及びその根拠となる火災調査を円滑に行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震災害発生に備え、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき、被災者の生活再建支援等の業務を円滑に遂行するため、震災時におけるり災証明書の発行及びその根拠となる火災被害状況調査に関する事項を定めることを目的とする。

（連絡会の開催）

第2条 甲、乙、丙、及び丁は、地震災害発生後に協議を行い、連携してり災証明の発行を行うことが必要と認めた場合は、連絡会を開催して次に掲げる事項を定める。

- (1) 被害状況調査開始時期に関すること。
- (2) 被害状況調査体制に関すること。
- (3) 情報の共用に関すること。
- (4) 発行場所に関すること。
- (5) 発行窓口業務に関すること。
- (6) 発行開始時期及び終期に関すること。
- (7) その他必要な事項に関すること。

（調査票の提供について）

第3条 甲は、乙、丙、及び丁が火災被害状況調査業務を行う場合において、被災者生活再建支援システムから出力した調査票を乙、丙、及び丁に提供する。

（被災情報の提供）

第4条 甲は、乙、丙、及び丁が火災被害状況調査を行うために必要があると認められる場合は、乙、丙、及び丁の求めに応じて、被災者生活再建支援システムから被災者の情報（住民基本台帳及び東京都税務所管轄家屋台帳に係る情報）を提供する。

2 乙、丙、及び丁は、甲がり災証明書の発行及び被災者台帳（被災者の被害情報や生活再建支援施策の実施状況を管理する台帳をいう。以下同じ。）の作成を行うために必要があると認められる場合は、甲の求めに応じて、火災被害状況調査結果の情報を提供する。

3 甲は、作成した被災者台帳のうち、乙、丙、及び丁の業務に必要と認められる情報を乙、丙、及び丁に提供する。

（発行窓口業務）

第5条 乙、丙、及び丁は、甲が開設するり災証明書の発行窓口において、甲の求めに応じて、火災被害に係る必要な支援業務を行うものとする。

（情報管理）

第6条 甲、乙、丙、及び丁は、第4条の規定により提供を受けた情報を適切に管理しなければならない。

2 甲、乙、丙、及び丁は、提供を受けた情報について漏えい等の事故が発生したときは、直ちに提供元に報告し、適切な措置を講じなければならない。

(提供情報の目的外使用の禁止)

第7条 乙、丙、及び丁は、甲から提供を受けた情報を、第4条第1項に規定する業務以外の目的に使用してはならない。

2 甲は、乙、丙、及び丁から提供を受けた情報を、第4条第2項に規定する業務以外の目的に使用してはならない。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結日の翌日から令和4年3月31日までとする。ただし、原則期間満了の1カ月前までに協定の継続について甲、乙、丙、及び丁で協議するものとし、いずれからも更新拒絶の意思表示がないときは、この協定書は同一条件で1年延長するものとし、以後についても同様とする。

(協議)

第9条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙、丙、及び丁が協議して決定する。

上記協定の締結を証するため、本協定書を4通作成し、甲、乙、丙、及び丁がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年3月1日

甲 東京都足立区中央本町一丁目17番1号
足立区
代表者 区長 近藤 弥生

乙 東京都足立区千住中居町9番14号
東京消防庁千住消防署
千住消防署長 堀川 勝央

丙 東京都足立区梅島二丁目1番1号
東京消防庁足立消防署
足立消防署長 榎野 稔

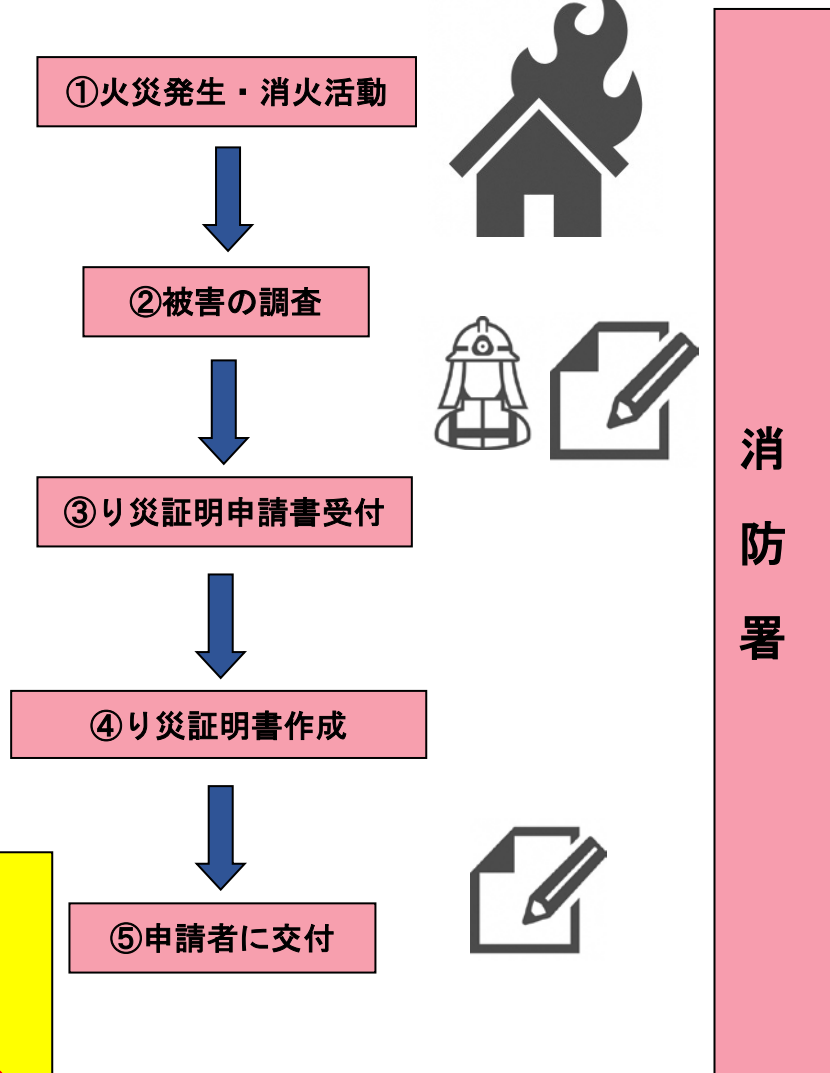
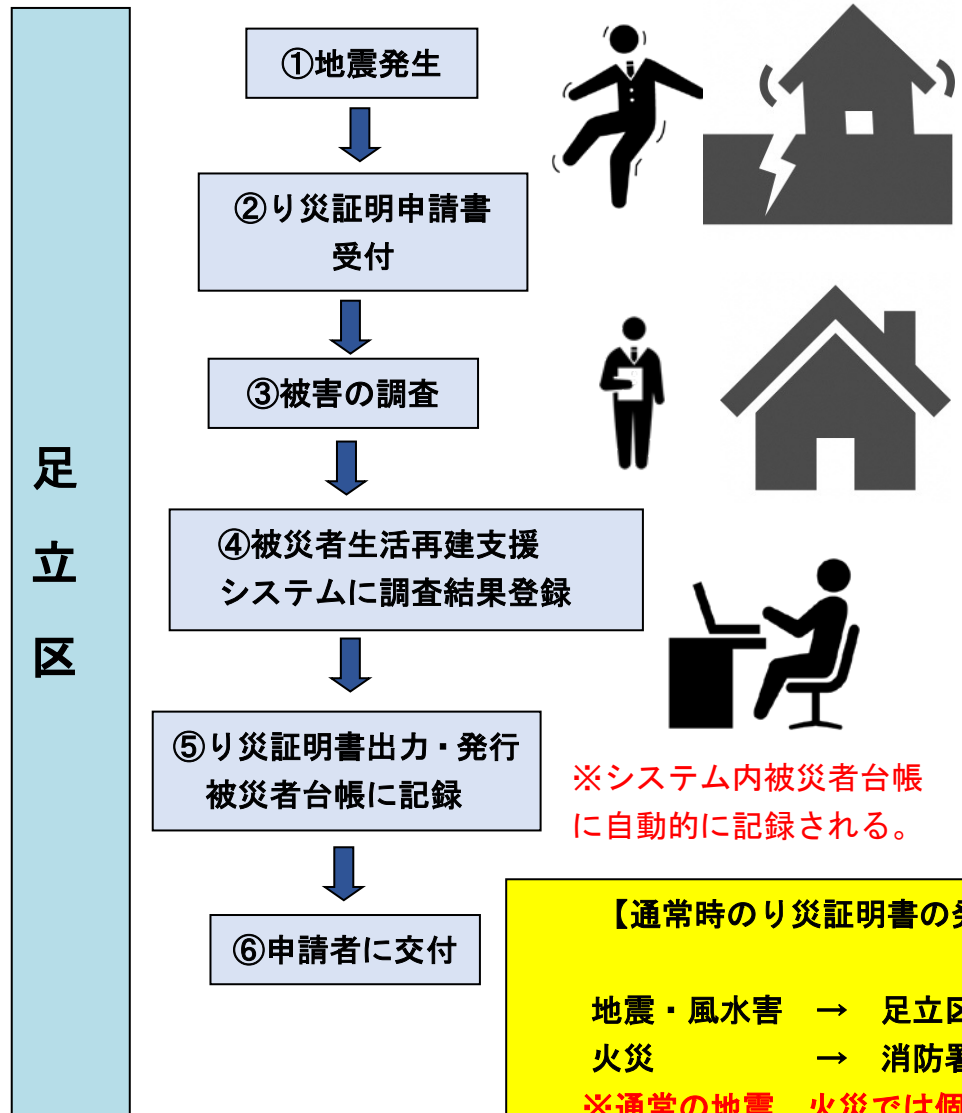
丁 東京都足立区伊興二丁目5番11号
東京消防庁西新井消防署
西新井消防署長 中川 秀夫

【区】地震(被害小)におけるり災証明書発行の流れ

【消防署】火災におけるり災証明書発行の流れ

(例)

(例)

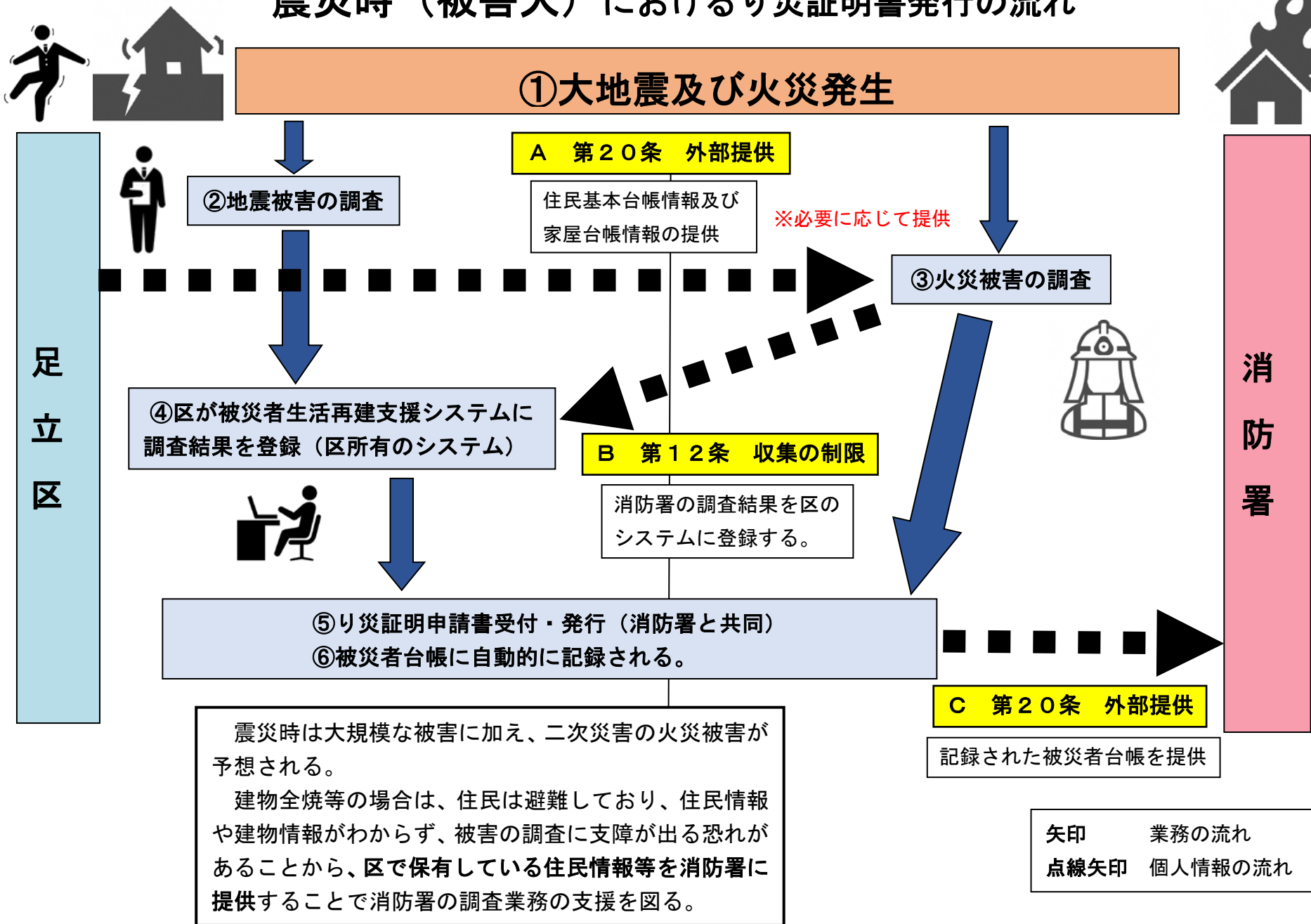


【通常時のり災証明書の発行】

地震・風水害 → 足立区
火災 → 消防署

※通常の地震、火災では個人情報の提供等を行わない。

震災時（被害大）におけるり災証明書発行の流れ



区民委員会情報連絡

令和4年4月15日

件名	美化推進協議会による春の清掃活動の実施について																												
所管部課	地域のちから推進部 地域調整課																												
内容	<p>1 概要</p> <p>毎年5月～6月（ごみゼロデーを中心とした2ヶ月間）に、美化推進協議会による「春の清掃活動」を実施しているが、令和2、3年度は、新型コロナウイルス感染症予防のため中止となった。その間、町会・自治会、商店街、事業所単位での小規模な清掃活動の実施を促すため、希望する団体には、ごみバサミを進呈してきた。</p> <p>令和4年度はアフターコロナを見据え、実施方法を変更し、密にならないよう工夫して「春の清掃活動」を実施する。</p> <p>2 具体的な変更点</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症予防のため、これまで集合時に行っていた開会式は取りやめる。</p> <p>(2) 小・中学生と一緒にの清掃活動は自粛する。</p> <p>(3) 自宅から集合場所までごみバサミとごみ袋を持ってごみを拾いながら集まってもらい、集合場所で回収する。</p> <p>(4) ごみバサミを持っていない参加者には、ごみバサミを進呈。駅周辺での清掃活動終了後、ごみバサミを自宅に持ち帰り、日常的に清掃していただく。</p> <p>3 実施時期</p> <p>5月～6月（ごみゼロデーを中心とした2カ月間）</p> <p>4 清掃活動日程及び実施場所等</p> <table border="1" data-bbox="475 1534 1348 1933"> <thead> <tr> <th>実施日</th> <th>場 所</th> <th>集合場所</th> <th>参加予定人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5月17日(火)</td> <td>北千住駅</td> <td>東京電機大学 キャンパスプラザ</td> <td>約150名</td> </tr> <tr> <td>5月24日(火)</td> <td>梅島駅</td> <td>梅島天満宮</td> <td>約100名</td> </tr> <tr> <td>5月26日(木)</td> <td>竹ノ塚駅</td> <td>竹ノ塚駅東口広場</td> <td>約150名</td> </tr> <tr> <td>5月31日(火)</td> <td>五反野駅</td> <td>足立小学校</td> <td>約100名</td> </tr> <tr> <td>6月6日(月)</td> <td>西新井駅</td> <td>西新井公園</td> <td>約100名</td> </tr> <tr> <td>6月10日(金)</td> <td>綾瀬駅</td> <td>東綾瀬公園</td> <td>約150名</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 集合時間は午後2時（五反野駅のみ午後1時15分）</p> <p>※ 足立小学校の児童は参加しないが、集合場所として校庭を利用</p> <p>※ 綾瀬駅は「綾瀬地区防犯対策推進協議会」と合同実施</p>	実施日	場 所	集合場所	参加予定人員	5月17日(火)	北千住駅	東京電機大学 キャンパスプラザ	約150名	5月24日(火)	梅島駅	梅島天満宮	約100名	5月26日(木)	竹ノ塚駅	竹ノ塚駅東口広場	約150名	5月31日(火)	五反野駅	足立小学校	約100名	6月6日(月)	西新井駅	西新井公園	約100名	6月10日(金)	綾瀬駅	東綾瀬公園	約150名
実施日	場 所	集合場所	参加予定人員																										
5月17日(火)	北千住駅	東京電機大学 キャンパスプラザ	約150名																										
5月24日(火)	梅島駅	梅島天満宮	約100名																										
5月26日(木)	竹ノ塚駅	竹ノ塚駅東口広場	約150名																										
5月31日(火)	五反野駅	足立小学校	約100名																										
6月6日(月)	西新井駅	西新井公園	約100名																										
6月10日(金)	綾瀬駅	東綾瀬公園	約150名																										

	<p>5 美化推進協議会とは</p> <p>「足立区歩行喫煙防止及びまちをきれいにする条例」に基づく美化運動の推進を図ることを目的とする団体。</p> <p>主要6駅周辺の町会・自治会、商店街、老人クラブ、事業所、学校、官公庁（警察署・消防署等）及び区で構成。</p>
<p>問題点・ 今後の方針</p>	<p>秋の美化推進協議会による清掃活動の可否については、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を見て判断する。</p>

件名	パートナーシップ・ファミリーシップ制度の要綱改正について		
所管部課名	地域のちから推進部 多様性社会推進課		
内容	<p>1 改正理由 区がパートナーシップ・ファミリーシップ制度を導入して1年が経過し、制度の運用実績、また他自治体の制度研究の結果を鑑み、以下のとおり要綱を改正する。</p> <p>2 要綱名 足立区パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱</p> <p>3 改正内容</p>		
	No.	現状	課題
	改正後		
1	宣誓対象者の拡大について (第2条) パートナーシップ宣誓は「同性カップル(性自認含む)」に限られている。	ノンバイナリー(性自認が男性でも女性でもなく、どちらかの枠組みに自分を当てはめない人)やトランスジェンダー(こころとからだの性が一致していない人)同士のパートナーなど、 <u>同性とはならないが法律婚が困難(選択し難い)な場合の方は、現状では宣誓対象外</u> となってしまう。	同性だけでなく「一方または双方が性的少数者(多様な性的指向又は性自認を持つ者)である方」を対象とする。
2	ファミリーシップ宣誓における15歳以上の子の同意について (第2条2項) ファミリーシップ宣誓をしている子は、 15歳に到達した日以後にファミリーシップ宣誓の証明書から外れることができる。	ファミリーシップ宣誓時に <u>すでに15歳以上に達している子の意思確認を定めておらず、子の意に反しての宣誓も可能</u> となってしまう。	15歳以上の子をファミリーシップに含める場合は (1) 宣誓時に子の同意を必要とする。 (2) 本人の意思で宣誓の証明書から外れることを申し出ることができる。

No.	改正前	課題	改正後
3	<p>ファミリーシップ宣誓対象の年齢制限（「未成年」）について（第2条2項）</p> <p>ファミリーシップの対象となる子に年齢制限（未成年）を設けている。</p>	<p>以下のような場合、子が成人に達したとしてもファミリーとしての関係性を示す必要がある。</p> <p>（1）8050問題や、子が障がいを抱えているなど、子が成人に達した後も<u>家族としてのケアが必要</u>な場合</p> <p>（2）子が成人後、<u>親のパートナーの介護や看護をする</u>ことも有り得る</p>	<p>ファミリーシップの対象となる子の年齢制限を撤廃し、子が成人に達した後もファミリーとしての関係性を示せるようにする。</p> <p>なお、15歳以上の子は自分の意志でファミリーシップ宣誓の証明書から外れることができるため、成人に達する際に子の意思確認は行わない。</p>
4	<p>ファミリーシップ宣誓対象の変更について（第2条2項）</p> <p>ファミリーシップの対象は「同性パートナーの一方又は双方に生計を同一とする子（実子又は養子をいう）」がいる場合、としている。</p> <p>※ 親は対象外</p>	<p>ファミリーに「親」が含まれておらず、<u>パートナーの親に介護や看護が必要となった場合、ファミリーとしての関係性を示す必要がある。</u>また、成人に達した後の子や親の場合、<u>生計を同一にしていない</u>場合もあるが、現状では対象外となってしまう。</p>	<p>対象を「子（実子又は養子）または親（実親、養親及びこれらの配偶者）」とする。</p> <p>併せて「生計同一」の条件を撤廃する。</p>
5	<p>通称名の使用における挙証資料提示の廃止について（第6条2項2号、第10条3項）</p> <p>宣誓者が通称名を使用する場合は、<u>公的機関からの郵便物等の提示</u>を求めることとしている。</p>	<p>性的少数者が通称名を使用するのは、本人の匿名性を確保するためであり、<u>旧姓使用のように社会生活上で使用していないことも多い。</u></p> <p>よって、公的機関からの郵便物等の提示ができない場合もある。</p>	<p>宣誓者が通称名を使用する場合でも、公的機関からの郵便物等の提示は求めないこととする。</p>

内 容

	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>改正前</th> <th>課題</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">内 容</td> <td>6</td> <td> <p>パートナーシップ宣誓 証明書返還対象の変更 について (第7条1項2号)</p> <p>当該同性パートナーの 一方が死亡した場合、 パートナーシップ宣誓 受領証明書(カード含 む)を返還することと なっている。</p> </td> <td> <p>ファミリーシップ宣誓 をしている場合 (1) 扶養が必要な子 である場合 (2) 血縁関係に無い 宣誓者と子が、互 いにファミリーと しての関係継続を 希望している といった場合でも、<u>パ ートナーとの死別によ り、子とのファミリー としての関係性も切れ てしまう。</u></p> </td> <td> <p>パートナーシップ・フ ァミリーシップ宣誓を している場合は、希望 によりファミリーシッ プのみ継続できるよ うにする。</p> </td> </tr> <tr> <td>7</td> <td> <p>各種届出様式の修正変 更</p> </td> <td></td> <td> <p>上記変更に伴うもの、 また郵便番号記入欄の 追記等、手続きに必要 な事項の記載欄を追加 するため。</p> </td> </tr> </tbody> </table>				No.	改正前	課題	改正後	内 容	6	<p>パートナーシップ宣誓 証明書返還対象の変更 について (第7条1項2号)</p> <p>当該同性パートナーの 一方が死亡した場合、 パートナーシップ宣誓 受領証明書(カード含 む)を返還することと なっている。</p>	<p>ファミリーシップ宣誓 をしている場合 (1) 扶養が必要な子 である場合 (2) 血縁関係に無い 宣誓者と子が、互 いにファミリーと しての関係継続を 希望している といった場合でも、<u>パ ートナーとの死別によ り、子とのファミリー としての関係性も切れ てしまう。</u></p>	<p>パートナーシップ・フ ァミリーシップ宣誓を している場合は、希望 によりファミリーシッ プのみ継続できるよ うにする。</p>	7	<p>各種届出様式の修正変 更</p>		<p>上記変更に伴うもの、 また郵便番号記入欄の 追記等、手続きに必要 な事項の記載欄を追加 するため。</p>
	No.	改正前	課題	改正後													
内 容	6	<p>パートナーシップ宣誓 証明書返還対象の変更 について (第7条1項2号)</p> <p>当該同性パートナーの 一方が死亡した場合、 パートナーシップ宣誓 受領証明書(カード含 む)を返還することと なっている。</p>	<p>ファミリーシップ宣誓 をしている場合 (1) 扶養が必要な子 である場合 (2) 血縁関係に無い 宣誓者と子が、互 いにファミリーと しての関係継続を 希望している といった場合でも、<u>パ ートナーとの死別によ り、子とのファミリー としての関係性も切れ てしまう。</u></p>	<p>パートナーシップ・フ ァミリーシップ宣誓を している場合は、希望 によりファミリーシッ プのみ継続できるよ うにする。</p>													
	7	<p>各種届出様式の修正変 更</p>		<p>上記変更に伴うもの、 また郵便番号記入欄の 追記等、手続きに必要 な事項の記載欄を追加 するため。</p>													
問 題 点 今 後 の 方 針	<p>3 施行日 令和4年5月1日(日)</p>																
	<p>4 周知方法 (1) 区ホームページ(「制度の手引き」改定版の公開含む) (2) 区SNS</p>																
<p>以後、性の多様性を取り巻く社会情勢等に併せ、当事者に寄り添う制度として柔軟に改正を検討していく。 また、都が今秋に制度導入を予定しているパートナーシップ制度について、区の制度との相互活用について調整を図り、必要に応じて要綱の改正を検討する。</p>																	

足立区パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱 新旧対照表

現行	改正案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、足立区男女共同参画社会推進条例(平成15年足立区条例第15号)の理念に基づき、区民一人ひとりの個性や多様な生き方を尊重し、相互理解が進む社会の実現を目指し、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の<u>取扱い</u>について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、足立区男女共同参画社会推進条例(平成15年足立区条例第15号)の理念に基づき、区民一人ひとりの個性や多様な生き方を尊重し、相互理解が進む社会の実現を目指し、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の<u>取扱い</u>について必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において「<u>同性パートナー</u>」とは、互いをその人生のパートナーとして、生活を共にしている、又は共にすることを約している<u>性(自認する性を含む。)</u>を同じくする2人の者をいう。</p> <p>2 この要綱において「<u>パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓</u>」とは、パートナーシップにある者同士が、<u>同性パートナーであることを区長に対して宣誓すること</u>をいう。この場合において、当該同性パートナーの一方又は双方に、<u>生計を同一とする未成年の子(実子又は養子をいう。以下同じ。)</u>がおり、かつ、当該子の氏名を第4条に規定する宣誓書に記載したときは、当該同性パートナーが当該子に対して生活を共にしている、又は共にすることを約することを宣誓することを含むものとする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において「<u>パートナーシップ</u>」とは、互いをその人生のパートナーとして、生活を共にしている、又は共にすることを約している<u>一方又は双方が性的マイノリティ(典型的とされていない性自認や性的指向を持つ者をいう。)</u>である2人の者の関係をいう。</p> <p>2 この要綱において「<u>パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓</u>」とは、パートナーシップにある者同士が、<u>互いのパートナーであることを区長に対して宣誓すること</u>をいう。この場合において、当該パートナーの一方又は双方に<u>子(実子又は養子をいう。以下同じ。)</u>又は<u>親(実親、養親及びこれらの配偶者をいう)</u>がおり、かつ、当該子又は親の氏名を第4条に規定する宣誓書に記載したときは、当該パートナーが当該子又は親を家族として生活することを約することを宣誓することを含むものとする。</p> <p>3 <u>親又は満15歳以上の子の氏名を第4条に規定する宣誓書に記載するときは、当該親又は子の同意を必要とする。</u></p>

<p>(宣誓の要件)</p> <p>第3条 パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓は、次の要件を満たす<u>同性パートナーに限り</u>、行うことができるものとする。</p> <p>(1) 双方が成人に達していること。</p> <p>(2) 双方が足立区の区域内（以下「区内」という。）に住所を有すること又は一方が区内に住所を有し、かつ、他の一方が区内への転入を予定していること若しくは双方とも区内への転入を予定していること。</p> <p>(3) 双方とも他の者と法律上の婚姻関係にないこと。</p> <p>(4) 双方とも他の者とパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をしていないこと（次号に規定する場合を除く。）。</p> <p>(5) 既に他の者とパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をしている場合は、その<u>宣誓書の廃棄</u>を申し出ていること。</p> <p>(6) 双方が直系血族又は三親等内の傍系血族の関係にないこと（当該関係が養子縁組によるものであって、養子縁組する前の関係が直系血族又は三親等内の傍系血族ではなかった場合を除く。）。</p> <p>(7) 次条に規定する宣誓書に<u>未成年の者の氏名を記載する場合は、当該者が同性パートナーの一方の子であって当該者と生計が同一であること。</u></p>	<p>(宣誓の要件)</p> <p>第3条 パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓は、次の要件を満たす<u>パートナーに限り</u>、行うことができるものとする。</p> <p>(1) 双方が成人に達していること。</p> <p>(2) 双方が足立区の区域内（以下「区内」という。）に住所を有すること又は一方が区内に住所を有し、かつ、他の一方が区内への転入を予定していること若しくは双方とも区内への転入を予定していること。</p> <p>(3) 双方とも他の者と法律上の婚姻関係にないこと。</p> <p>(4) 双方とも他の者とパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をしていないこと（次号に規定する場合を除く。）。</p> <p>(5) 既に他の者とパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をしている場合は、その<u>パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（第1号様式。以下「宣誓書」という。）の取下げ</u>を申し出ていること。</p> <p>(6) 双方が直系血族又は三親等内の傍系血族の関係にないこと（当該関係が養子縁組によるものであって、養子縁組する前の関係が直系血族又は三親等内の傍系血族ではなかった場合を除く。）。</p> <p>(7) 次条に規定する宣誓書に<u>家族の氏名を記載する場合は、当該者がパートナーの一方の子又は親であること。</u></p>
<p>(宣誓の方法及び証明書等の交付)</p> <p>第4条 パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をしようとする者は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣</p>	<p>(宣誓の方法及び証明書等の交付)</p> <p>第4条 パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をしようとする者は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣</p>

<p>誓書（第1号様式。以下「宣誓書」という。）に必要事項を自ら記入の上、次に掲げる書類を添え、区長に宣誓をして提出しなければならない。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>2～3 略</p>	<p>誓書（第1号様式。以下「宣誓書」という。）に必要事項を自ら記入の上、次に掲げる書類を添え、区長に宣誓をして提出しなければならない。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>2～3 略</p>
<p>（証明書又は証明カードの再交付）</p> <p>第5条 区長は、前条の規定により証明書及び証明カードの交付を受けた者から、次の各号のいずれかに掲げる事項を理由としてパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書等再交付申請書（第4号様式。以下「再交付申請書」という。）の提出があった場合には、証明書又は証明カードを再交付するものとする。</p> <p>（1）～（2） 略</p> <p>2 略</p>	<p>（証明書又は証明カードの再交付）</p> <p>第5条 区長は、前条の規定により証明書及び証明カードの交付を受けた者から、次の各号のいずれかに掲げる事項を理由としてパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書等再交付申請書（第4号様式。以下「再交付申請書」という。）の提出があった場合には、証明書又は証明カードを再交付するものとする。</p> <p>（1）～（2） 略</p> <p>2 略</p>
<p>（宣誓書記載事項等の変更）</p> <p>第6条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書の宣誓内容・記載事項変更届兼再交付申請書（第5号様式。以下「記載事項変更届兼再交付申請書」という。）を区長に提出することにより、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓における宣誓の内容又は宣誓書の記載事項を変更しなければならない。</p> <p>（1） 宣誓書から<u>当該子の氏名</u>を削除するとき。</p> <p>（2） 宣誓者のいずれかに氏名の変更があったとき。</p> <p>（3） 宣誓者の一方又は双方が、区内に転入した、又は区内で転居したとき。</p>	<p>（宣誓書記載事項等の変更）</p> <p>第6条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書の宣誓内容・記載事項変更届兼再交付申請書（第5号様式。以下「記載事項変更届兼再交付申請書」という。）を区長に提出することにより、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓における宣誓の内容又は宣誓書の記載事項を変更しなければならない。</p> <p>（1） 宣誓書から<u>当該子又は親の氏名</u>を削除するとき。</p> <p>（2） <u>宣誓書に記載された子又は親のいずれかが死亡したとき。</u></p> <p>（3） <u>宣誓書からパートナーの氏名を削除するとき。ただし第7条2項に該当する場合に限る。</u></p>

<p>(4) <u>宣誓書に記載した子が成年に達したとき。</u></p> <p>2 記載事項変更届兼再交付申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>(1) 前項第2号に該当するときは、<u>氏名の変更があった者の戸籍抄本又は通称名を証明する公的機関からの郵送物等の書類</u></p> <p>(2) 前項第3号に該当するときは、転入又は転居した者の住民票の写し</p> <p>3 区長は、第1項第1号又は第2号の理由により記載事項変更届兼再交付申請書の提出を受けた場合は、<u>証明書及び証明カードを再交付するものとする。</u></p>	<p>(4) <u>宣誓書に記載された者のいずれかに氏名の変更があったとき</u></p> <p>(5) 宣誓者の一方又は双方が、区内に転入した、又は区内で転居したとき。</p> <p>2 記載事項変更届兼再交付申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>(1) 前項第4号に該当するときは、<u>氏名の変更があった者の戸籍抄本</u></p> <p>(2) 前項第4号に該当するときは、転入又は転居した者の住民票の写し</p> <p>3 区長は、第1項第1号から第4号までの理由により記載事項変更届兼再交付申請書の提出を受けた場合は、<u>証明書及び証明カードを再交付するものとする。</u></p>
<p>(証明書及び証明カードの返還)</p> <p>第7条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときには、<u>パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書等返還届(第6号様式。以下「返還届」という。)</u>を区長に提出し、<u>交付済の証明書及び証明カードを返還するものとする。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>(証明書及び証明カードの返還)</p> <p>第7条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときには、<u>パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書等返還届(第6号様式。以下「返還届」という。)</u>を区長に提出し、<u>交付済の証明書及び証明カードを返還しなければならない。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 前項第2号の規定に関わらず、<u>当該宣誓において子又は親の氏名を宣誓書に記載したときは、死亡した宣誓者を除いて、宣誓書に記載されている宣誓者及び子又は親の同意により、ファミリーシップを継続できるものとする。</u></p>
<p>(宣誓書の保存)</p> <p>第8条 区長は、<u>宣誓書等関係書類を10年間保存するものとする。</u></p>	<p>(宣誓書の保存)</p> <p>第8条 区長は、<u>宣誓書等関係書類を永年保存するものとする。</u></p>

<p>のとする。ただし、前条各号のいずれかに該当する場合であつて宣誓者が当該宣誓書の廃棄を希望するときは、区長は、宣誓者から返還届を受領後、これを廃棄する。</p>	<p>する。ただし、前条各号のいずれかに該当する場合であつて宣誓者が当該宣誓書の廃棄を希望するときは、区長は、宣誓者から返還届を受領後、これを廃棄する。</p>
<p>(本人確認) 第9条 宣誓書、再交付申請書、記載事項変更届兼再交付申請書又は返還届の提出のときの本人確認は、次の各号のいずれかの書類の提示により行うものとする。 (1)～(5) 略</p>	<p>(本人確認) 第9条 宣誓書、再交付申請書、記載事項変更届兼再交付申請書又は返還届の提出のときの本人確認は、次の各号のいずれかの書類の提示により行うものとする。 (1)～(5) 略</p>
<p>(通称の使用) 第10条 宣誓者は、宣誓書、再交付申請書、記載事項変更届兼再交付申請書又は返還届に記載する氏名について、社会生活上日常的に使用している氏名(以下「通称」という。)の使用を希望する場合は、戸籍上の氏名との併記により通称を使用することができるものとする。 2 略 3 <u>区長は、通称の使用を認める挙証資料として、公的機関からの郵便物等の提示を求めるものとする。</u></p>	<p>(通称の使用) 第10条 宣誓者は、宣誓書、再交付申請書、記載事項変更届兼再交付申請書又は返還届に記載する氏名について、社会生活上日常的に使用している氏名(以下「通称」という。)の使用を希望する場合は、戸籍上の氏名との併記により通称を使用することができるものとする。 2 略</p>
<p>(氏名の削除) 第11条 宣誓書に氏名を記載された者(以下「記載された者」という。)は、満15歳に達した日以後に、区長にパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書等に関する申立書(第7号様式。以下「申立書」という。)を提出することにより、当該記載されたに係る証明書及び証明カードから氏名を削除するよう申し立てることができる。 2 区長は、前項の規定により申立書が提出されたときは、宣誓者に対して、記載された者の氏名を削除した証明書及び証明カードを送付<u>することができる。</u></p>	<p>(氏名の削除) 第11条 宣誓書に氏名を記載された<u>宣誓者の子又は親</u>(以下「記載された者」という。)は、満15歳に達した日以後に、区長にパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書等に関する申立書(第7号様式。以下「申立書」という。)を提出することにより、当該記載されたに係る証明書及び証明カードから氏名を削除するよう申し立てることができる。 2 区長は、前項の規定により申立書が提出されたときは、宣誓者に対して、記載された者の氏名を削除した証明書及び証明カードを送付<u>し、従来の証明書及び証明カード</u></p>

	の返還を求めることができる。
(遵守事項) 第12条 職員は、性自認又は性的指向の公表に関して、本人に対し強制又は禁止をしてはならない。 2 略	(遵守事項) 第12条 職員は、性自認又は性的指向の公表に関して、本人に対し強制又は禁止をしてはならない。 2 略
(委任) 第13条 この要綱の施行について必要な事項は区長が別に定める。	(委任) 第13条 この要綱の施行について必要な事項は区長が別に定める。
付 則 (2足区男発第1509号 令和3年2月10日 区長決定) この要綱は、令和3年4月1日から施行する。	付 則 (2足区男発第1509号 令和3年2月10日 区長決定) この要綱は、令和3年4月1日から施行する。 付 則 (3足地多発第1401号 令和4年3月31日 区長決定) <u>この要綱は、令和4年5月1日から施行する。</u>

足立区パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、足立区男女共同参画社会推進条例（平成15年足立区条例第15号）の理念に基づき、区民一人ひとりの個性や多様な生き方を尊重し、相互理解が進む社会の実現を目指し、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「パートナーシップ」とは、互いをその人生のパートナーとして、生活を共にしている、又は共にすることを約している一方又は双方が性的マイノリティ（典型的とされていない性自認や性的指向を持つ者をいう。）である2人の者の関係をいう。

2 この要綱において「パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓」とは、パートナーシップにある者同士が、区長に対して、双方が互いのパートナーであることを宣誓することをいう。この場合において、当該パートナーの一方又は双方に子（実子又は養子をいう。以下同じ。）又は親（実親、養親及びこれらの配偶者をいう。以下同じ。）がおり、かつ、当該子又は親の氏名を第4条に規定する宣誓書に記載したときは、当該パートナーが当該子又は親を家族として生活することを約することを宣誓することを含むものとする。

3 親又は満15歳以上の子の氏名を第4条に規定する宣誓書に記載するときは、当該親又は子の同意を必要とする。

(宣誓の要件)

第3条 パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓は、次の要件を満たすパートナーに限り、行うことができるものとする。

(1) 双方が成人に達していること。

(2) 双方が足立区の区域内（以下「区内」という。）に住所を有すること又は一方が区内に住所を有し、かつ、他の一方が区内への転入を予定していること若しくは双方とも区内への転入を予定していること。

(3) 双方とも他の者と法律上の婚姻関係にないこと。

(4) 双方とも他の者とパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をしていないこと（次号に規定する場合を除く。）。

(5) 既に他の者とパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をしている場合は、そのパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（第1号様式。以下「宣誓書」という。）の取下げを申し出ていること。

(6) 双方が直系血族又は三親等内の傍系血族の関係にないこと（当該関係が養子縁組によるものであって、養子縁組する前の関係が直系血族又は三親等内の傍系血族ではなかった場合を除く。）。

(7) 次条に規定する宣誓書に家族の氏名を記載する場合は、当該者がパートナーの一方の子又は親であること。

(宣誓の方法及び証明書等の交付)

第4条 パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をしようとする者は、パートナーシップ・

ファミリーシップ宣誓書（第1号様式。以下「宣誓書」という。）に必要事項を自ら記入の上、次に掲げる書類を添え、区長に宣誓をして提出しなければならない。

- (1) パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をしようとする者の住民票の写し
- (2) 前条各号の要件を満たすことがわかる戸籍抄本。ただし、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をしようとする者の双方又は一方が外国籍である場合は、戸籍抄本に代わり、次に掲げる書類のいずれかの提出を求めるものとする。

ア 外国の官憲（在日本大使館等）の発行する婚姻要件具備証明書又は独身証明書及び当該書類に係る日本語の翻訳文

イ アに規定する書類の取得が困難な場合は、その理由及び婚姻要件を具備する旨を記入した申述書

- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

2 区長は、前項に規定する方法により宣誓がされた場合において、提出された宣誓書及び同項各号に掲げる書類を確認の上、前条各号に掲げる全ての要件を満たしていると認めるときは、当該宣誓をした者（以下「宣誓者」という。）に対し、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書（第2号様式。以下「証明書」という。）及びパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明カード（第3号様式。以下「証明カード」という。）の交付を行うものとする。

3 区長は、証明書及び証明カードの交付の際に、第9条に掲げる本人確認書類の提示を求めるものとする。

（証明書又は証明カードの再交付）

第5条 区長は、前条の規定により証明書及び証明カードの交付を受けた者から、次の各号のいずれかに掲げる事項を理由としてパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書等再交付申請書（第4号様式。以下「再交付申請書」という。）の提出があった場合には、証明書又は証明カードを再交付するものとする。

- (1) 証明書又は証明カードの紛失
- (2) 証明書又は証明カードの毀損又は汚損

2 再交付申請書には、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付するものとする。ただし、前項第1号に掲げる事項を理由として宣誓をした日の翌日から起算して3ヶ月以内に再交付申請書を提出する場合は、この限りでない。

- (1) 前項第1号に掲げる事項を理由とする場合 前条第1項各号に掲げる書類
- (2) 前項第2号に掲げる事項を理由とする場合 再交付を希望する者に係る交付済の証明書又は証明カード

（宣誓書記載事項等の変更）

第6条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書の宣誓内容・記載事項変更届兼再交付申請書（第5号様式。以下「記載事項変更届兼再交付申請書」という。）を区長に提出することにより、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓における宣誓の内容又は宣誓書の記載事項を変更しなければならない。

- (1) 宣誓書から当該子又は親の氏名を削除するとき。
- (2) 宣誓書に記載された子又は親のいずれかが死亡したとき。

- (3) 宣誓書からパートナーの氏名を削除するとき。ただし第7条2項に該当する場合に限る。
 - (4) 宣誓書に記載された者のいずれかに氏名の変更があったとき。
 - (5) 宣誓者の一方又は双方が、区内に転入した、又は区内で転居したとき。
- 2 記載事項変更届兼再交付申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
- (1) 前項第4号に該当するときは、氏名の変更があった者の戸籍抄本
 - (2) 前項第5号に該当するときは、転入又は転居した者の住民票の写し
- 3 区長は、第1項第1号から第4号までの理由により記載事項変更届兼再交付申請書の提出を受けた場合は、証明書及び証明カードを再交付するものとする。

(証明書及び証明カードの返還)

第7条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときには、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書等返還届（第6号様式。以下「返還届」という。）を区長に提出し、交付済の証明書及び証明カードを返還しなければならない。

- (1) 第3条各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。
 - (2) 宣誓者の一方が死亡したとき。
 - (3) 宣誓者の一方が提出した宣誓書の取下げを希望するとき。
- 2 前項第2号の規定に関わらず、当該宣誓において子又は親の氏名を宣誓書に記載したときは、死亡した宣誓者を除いて、宣誓書に記載されている宣誓者及び子又は親の同意により、ファミリーシップを継続できるものとする。

(宣誓書の保存)

第8条 区長は、宣誓書等関係書類を永年保存するものとする。ただし、前条各号のいずれかに該当する場合であって宣誓者が当該宣誓書の廃棄を希望するときは、区長は、宣誓者から返還届を受領後、これを廃棄する。

(本人確認)

第9条 宣誓書、再交付申請書、記載事項変更届兼再交付申請書又は返還届の提出のときの本人確認は、次の各号のいずれかの書類の提示により行うものとする。

- (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード
- (2) 旅券法（昭和26年法律第267号）第2条第2号に掲げる一般旅券
- (3) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条第1項に規定する運転免許証
- (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書であって、本人の顔写真が貼付されたもの
- (5) その他、区長が適当と認める書類

(通称の使用)

第10条 宣誓者は、宣誓書、再交付申請書、記載事項変更届兼再交付申請書又は返還届に記載する氏名について、社会生活上日常的に使用している氏名（以下「通称」という。）の使用を希望する場合は、戸籍上の氏名との併記により通称を使用することができるものとする。

- 2 区長は、宣誓者が通称の使用を希望するときは、証明書及び証明カードに表示する氏名に通称を使用できるものとする。

(氏名の削除)

第11条 宣誓書に氏名を記載された者(以下「記載された者」という。)は、満15歳に達した日以後に、区長にパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書等に関する申立書(第7号様式。以下「申立書」という。)を提出することにより、当該記載された者に係る証明書及び証明カードから氏名を削除するよう申し立てることができる。

2 区長は、前項の規定により申立書が提出されたときは、宣誓者に対して、記載された者の氏名を削除した証明書及び証明カードを送付することができる。

(遵守事項)

第12条 職員は、性自認又は性的指向の公表に関して、本人に対し強制又は禁止をしてはならない。

2 職員は、本人の同意なくして性自認又は性的指向を公表してはならない。

(委任)

第13条 この要綱の施行について必要な事項は区長が別に定める。

付 則 (2足区男発第1509号 令和3年2月10日 区長決定)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則 (3足地多発第1401号 令和4年3月31日 区長決定)

この要綱は、令和4年5月1日から施行する。

区民委員会情報連絡

令和4年4月15日

件名	LGBT啓発冊子「LGBTを知る本」の作成・配布について
所管部課名	地域のちから推進部 多様性社会推進課
内容	<p>1 目的 性の多様性について、不当な差別や偏見により当事者が受ける痛み、また生きづらさを知り、いじめやハラスメントが生じない暮らしやすいまちを実現するための啓発手段の一つとして「LGBTを知る本」と題した冊子を以下のとおり作成及び配布する。 また、これを啓発事業内において積極的に活用していく。</p> <p>2 作成部数・配布先 (1) 作成部数：16,000部 (2) 配布先：区立小・中学校（全教職員） 区内各施設等（地域学習センター、住区センター、図書館、区民事務所、保育園、幼稚園、学童保育室、子育てサロン、放課後子ども教室 等） 区内他自治体 関係団体（医師会、宅建協会等） 等</p> <p>3 冊子構成 (1) インタビュー記事（当事者、教員、当事者の親の3者） (2) 基礎知識（多様な性、LGBTなど） (3) 困難事例（当事者が受けた場面別の困難事例） (4) 性の多様性についてのトピック （アウティング禁止、性同一性障がい等） (5) 区の常設サービス （LGBT相談窓口、パートナーシップ・ファミリーシップ制度） ※ 記載内容については「一般社団法人こどもまっぷ（当事者支援の法人）」による監修チェック済</p> <p>4 その他 冊子は別途配布いたします。</p>
問題点 今後の方針	引き続き、性の多様性について理解促進につながる事業を実施し、誰もが違いを認め合う暮らしやすいまちの実現を目指していく。

区 民 委 員 会 情 報 連 絡

令和4年4月15日

件 名	金工展招待事業について
所管部課名	地域のちから推進部 生涯学習支援室 地域文化課
内 容	<p>日本の伝統文化である金工の普及啓発のため、第50回伝統工芸日本金工展への区民招待事業（石洞美術館入場券2枚、金工展図録1冊のプレゼント及び金工展解説ツアー参加）を実施する。</p> <p>1 目的 伝統文化（金工）について普及啓発を図る。</p> <p>2 日時 令和4年5月22日（日）、29日（日） （解説ツアーは両日とも午前11時、午後2時の2回開催） 実施日に行けない場合は、実施日以外でも入場可とする。 ※ 金工展開催期間 5月21日から6月12日まで</p> <p>3 場所 石洞美術館（千住橋戸町23番地）</p> <p>4 募集人数 100組200名</p> <p>5 募集方法 （1）周知方法 令和4年4月25日号あだち広報に記事掲載するほか、足立区HP及びSNSで周知する。 （2）申込方法 往復はがきで申し込み受付し、申込多数の場合は抽選とする。 （3）チケット送付 往復はがきに当落を印字して返送する。</p> <p>6 金工とは 金属の溶解性や伸展性を利用した工芸技術。金・銀・銅・^{すず}錫・鉄を「五金」と呼び、組み合わせて合金として用いた。弥生時代の銅剣・^{どうたく}銅鐸、奈良時代の仏像、鎌倉時代の刀剣、^{かつちゆう}甲冑、室町時代の^{ちやがま}茶釜など、時代ごとに様々な技術が生み出されてきた伝統工芸である。主に^{ちゆうきん}鋳金、^{ちようきん}彫金、^{たんきん}鍛金の技法がある（日本工芸会東日本支部HPより）。</p>

ちゅうきん
鋳金

金属を熱で溶かし、^{いがた}鋳型に流し込み、形をつくる。いわゆる^{いもの}鋳物で、^{ちゅうぞう}鋳造ともよばれる。

ちようきん
彫金

金属の表面に^{たがね}鑿と呼ばれる刃物で文様を彫ったり、透かしをしたり、レリーフとして打ち出したりする技法。他の金属をはめこむ^{そうがん}象嵌も^{ちようきん}彫金の一つである。

たんきん
鍛金

板状の金属を常温で金鎚・木槌で叩いて整形する技法。そのほか、炉の中で高温に熱した金属を鎚（ハンマー）で叩いて伸ばしていく、いわゆる^{かじ}鍛冶も^{たんきん}鍛金のひとつ。金属を折り曲げていく板金加工もこの技法に含まれる。



第 49 回展 掛川市二の丸美術館賞

山崎誠一 ^{ろうがたおうどうこうろ}「蠟型黄銅香炉」

今後の方針

区 民 委 員 会 情 報 連 絡

令和4年4月15日

件 名	文化遺産調査の成果等について																							
所管部課名	地域のちから推進部 生涯学習支援室 地域文化課																							
内 容	<p>平成24年の区制80周年記念事業として本格化した「文化遺産調査」について、これまでの取組を以下のとおり、報告する（参考に足立区立郷土博物館だより No76 別紙6 を添付）。</p> <p>1 調査件数（令和4年3月現在）</p> <table border="1" data-bbox="663 741 1126 913"> <tr> <td>継続中</td> <td>16件</td> </tr> <tr> <td>新規</td> <td>6件</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>22件</td> </tr> </table> <p>2 展覧会の開催 専門家と作品・資料の評価を行い、その成果に基づき展覧会を開催している。</p> <p>[過去4年の文化遺産調査関連展覧会]</p> <table border="1" data-bbox="375 1155 1390 1767"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>展覧会名</th> <th>内容等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30</td> <td>大千住 美の系譜</td> <td>千住名倉家と江戸・明治の文人たちの親交を紹介</td> </tr> <tr> <td>令和元</td> <td>初顔見世の 役者絵</td> <td>千住名倉家に伝来した役者絵を紹介</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">令和2</td> <td>映像で観る 美と知性の 宝庫 足立</td> <td>文化遺産調査で発見された貴重な美術品をオリジナル映像と展示で紹介</td> </tr> <tr> <td>名家の かがやき</td> <td>幕末期から近代における近郊郷土の豊かな生活を紹介</td> </tr> <tr> <td>令和3</td> <td>谷文晁の 末裔展</td> <td>谷文晁の末裔二世文一と同時代を生きた谷文晁一門「谷派」の絵師たちの活動を紹介</td> </tr> </tbody> </table>	継続中	16件	新規	6件	合計	22件	年度	展覧会名	内容等	平成30	大千住 美の系譜	千住名倉家と江戸・明治の文人たちの親交を紹介	令和元	初顔見世の 役者絵	千住名倉家に伝来した役者絵を紹介	令和2	映像で観る 美と知性の 宝庫 足立	文化遺産調査で発見された貴重な美術品をオリジナル映像と展示で紹介	名家の かがやき	幕末期から近代における近郊郷土の豊かな生活を紹介	令和3	谷文晁の 末裔展	谷文晁の末裔二世文一と同時代を生きた谷文晁一門「谷派」の絵師たちの活動を紹介
継続中	16件																							
新規	6件																							
合計	22件																							
年度	展覧会名	内容等																						
平成30	大千住 美の系譜	千住名倉家と江戸・明治の文人たちの親交を紹介																						
令和元	初顔見世の 役者絵	千住名倉家に伝来した役者絵を紹介																						
令和2	映像で観る 美と知性の 宝庫 足立	文化遺産調査で発見された貴重な美術品をオリジナル映像と展示で紹介																						
	名家の かがやき	幕末期から近代における近郊郷土の豊かな生活を紹介																						
令和3	谷文晁の 末裔展	谷文晁の末裔二世文一と同時代を生きた谷文晁一門「谷派」の絵師たちの活動を紹介																						
今後の方針	<p>令和4年度は、琳派を軸に足立の「美の系譜」が紡がれたことを紹介する文化遺産調査特別展「琳派の花園・足立」（仮称）の開催を予定している。</p>																							



足立区立 郷土博物館 だより

2022 spring No.76

特集 足立区文化遺産調査

足立が残した
美の暮らしを伝える

区 内の旧家から寄せられた数々の希少な作品を対象に実施してきた足立区の文化遺産調査。その成果により明らかになった江戸絵画の名手である琳派の酒井抱一、谷派の総帥である谷文晁、その他狩野派の絵師たちの作品の数々に、美術・歴史ファンから注目が集まっています。今回はこれまでの経緯を振り返り、改めて足立区文化遺産調査の意義を検証します。

狩野素川壽信《群鶴図屏風》部分 千住・横山家蔵



区制80周年記念特別展『足立の仏像』の風景。当館ではじめての仏教美術に特化した展覧会。

足立区文化遺産調査のあゆみ

開催	名称
平成23年(2011年)	区制80周年に向けて足立区文化遺産調査(第1次)を開始。 千住の琳派展
平成24年(2012年)	区制80周年 足立の仏像展 ほか記念事業を実施。
平成25年~26年(2013~14年)	大千住展 町の繁栄と祝祭 この展覧会の後、多くの美術、文化資料が確認される。
平成27年(2015年)	文化遺産調査(第2次)開始(~現在)
平成28年(2016年)	美と知性の宝庫 足立 - 酒井抱一・谷文晁とその弟子たち -
平成29年(2017年)	千ヶ崎悌六 - 与謝野晶子を支えた足立の歌人画家 -
平成30年(2018年)	大千住 美の系譜 - 酒井抱一から岡倉天心まで -
令和元年(2019年)	初顔見世の役者絵
令和2年(2020年)	名家のかがやき展 - 近郊郷土の美と文芸 -
令和3年(2021年)	谷文晁の末裔 - 二世文一と谷派の絵師たち -

1.10年の軌跡

区 の文化遺産調査は平成23(2011)年1月、翌年度実施予定の区制80周年記念事業の準備という形でスタートし、特別展『足立の仏像』(開催年)のための調査、『千住生活史調査報告書』(以下『千住生活史』)のとりまとめ、戦前の8ミリと16ミリのフィルム映像の復元を行ない、終了となりました(第1次調査)。

ところが、『千住生活史』の成果を発表した『大千住―町の繁栄と祝祭―展(平成25・2013年)』が開かれると、その反響はすさまじく、区内各地の旧家から多

くの美術・文化資料の所在情報や調査希望が寄せられることとなりました。その結果、平成27(2015)年に調査再開(第2次調査)を決定し、現在に至っています。調査開始から10年。既に3000点を超える貴重な資料が見出されました。現在、調査対象となっている資料群約50のうち、既に調査が終了したのは12件。調査継続中の今なお次々と調査依頼が寄せられ、うれしい悲鳴を上げています。

調査開始前には展覧会が連続開催できるような足立区固有の多彩な美術や文化の名品が、区内に眠っていると

ちの間ではいつのまにか、「足立区は上質で未紹介の美術文化資料が豊富に蓄積された地域」とのイメージが定着しつつあるほどです。「たかが10年、されど10年」です。

千住の琳派

文化遺産調査の大きなエンジンとなったのは平成23年春に開催された『千住の琳派』展でした。足立、千住在住の琳派絵師の存在を明らかにした展覧会で、当博物館に美術展の流れを生み出す契機となっただけでなく、「千住の琳派」という専門用語を定着させることにもなりました。

2. 調査から展覧会まで

▲資料の確認と搬出▼

資料についてお知らせいただいているから、展覧会出展までのながれをご紹介します。

長期間（数十年）にわたって保管されていた場所から博物館への搬出は、一日から数日の間、資料提供をお申し出いただいた

たお宅のご協力をいただきながら進めます。まさに様々な資料との出会いの瞬間です。この出会いが10年絶えまなく続いています。



所蔵先での調査と搬出の梱包作業

▲熟覧調査 正体を見極める▼

博物館に到着すると、最初に汚れの除去、防虫防カビのくん蒸処理を行い、いよいよ資料の調査に入ります。

はじめに採寸などの記録を行って、いよいよ「熟覧」を行います。「熟覧」とは、調査研究を行うため資料をよく確認することです。博物館職員と専門家が一緒に資料の状態を確かめ、真筆か写しか、その成り立ちの推定など、資料の正体をじっくりと見極めていきます。一見して終わる作業ではなく、例えば六曲一双の屏風のような大作の場合、点検箇所は100か所以上、数時間にも及びます。

よく「調査結果はどのくらいで出るの?」とご質問をいただき、「時間がかかる」とお伝えすると、不思議に思われる方も多いのですが、専門家が一見して価格を判断するテレビ番組の様にいきません。番組は放送時間の都合上、事前調査の部分を割愛しているのです。



熟覧する武蔵野美術大学教授、玉蟲敏子先生(手前)

▲修復▼

本の絵画は絹や和紙等、繊細な素材で出来ているため、耐久性には限界があります。例えば掛軸は本来、二十四季節や七十二候に合わせて、長くても十日前後だけ床の間に飾って楽しむものでした。

確認時に表具や本紙と台紙の接着剤の劣化が認められると破損を防止するため、修復が必要となります。古画修復専門の方のお力を借りて、展覧会や後世へ伝えるため、表具や本紙の折れなどを直します。

修復時に本紙を台紙から外すとき、台紙に用いられた反故紙から、制作年代や、制作地域がしばしば判明しますので、修復も研究調査の工程です。



修復のようす

▲展覧会で多くの人に見てもらおう▼

調査での確認、熟覧研究、保存処理を経て、はじめて展覧会への出展準備が整います。足立区のように初公開資料が多い展覧会では、歴史や美術の研究者、大学教授、他の美術館・博物館の学芸員、古美術商、修復家、そして何より多くのお客様からの率直なご意見や、未公表の作品情報、使い方の証言、感想などたくさん

情報が集まり、研究内容が深化することが期待できます。また当区の場合、展覧会場でスタッフにお声がけいただいたことがきっかけとなり、新たな資料調査が始まることも多々ありました。つまり展覧会は、単に普及という役割にとどまらない、様々な意味合いを含んだ一大イベントなのです。



修復し公開した建部巢光の大作屏風

3. ほかに例を見ない足立の「おたから」

い ま足立区の文化遺産調査は、専門家から「ほかに例を見ない素晴らしい成果をあげている」と高い評価をいただいています。それは調査開始から秀逸な遺産が集まりつづけ、「足立区は美と知性の宝庫」という見方が固まりつつあるからです。それでは、そもそも、なぜ、足立区は「美と知性の宝庫」たりえたのでしょうか？その理由は次の三点に集約できます。

①一つ目は足立区に正当な画系を受け継いだ村越其栄や船津文淵ら作者がいたこと

彼らは江戸の絵師たちと親交します。合作も生まれ、

代表例の「関屋里元追善集」(名倉家蔵)は、江戸の其一、文晁、さらに浮世絵師の歌川国芳と、千住の絵師、坂川屋鯉隠そして江北の谷派絵師、船津文淵の五名が競うように絵を添えた名品です。かつて古記録研究者が文献で名前を伝えてはいたものの、原品が確認された



「関屋里元追善集」より歌川国芳「江戸玩具図」

のは初めてで、こうした希少性ある作品の発見が続いています。

②千住の名倉家や中央本町の日比谷家など、作品の良さを理解した支援者がいたこと

支援者自身も文芸の理解者で、名倉家の初代直賢は鈴木其一らと「狂歌葦芽集」という狂歌集を出したほどこです。作者からの手紙、作者と支援者との交流の記念をうたった墨書や絵画を見ると、支援者たちが文芸の深い理解者であったことが判ります。

③作品、記録、そして暮らしぶり等を散逸させず守り伝えられた家々があったこと

中央本町の日比谷家は文淵に屋敷の飾りを依頼、文淵による琳派風の「四季草花図小襖」が伝来しています。日比谷家と文淵とのやりとりは船津家の記録に、屋敷のどこで利用されたのかは、日比谷家の絵図に残っていました。こうした作品の背景情報は、市場で入手する作品からは失われていることが多い貴重な情報です。

また、文淵は谷文晁の門人ですが、本作に見られる金箔地に描かれた草花という琳派の作風はどこに由来しているのかという疑問も、船津文淵が琳派絵師、鈴木其一と親しく交流していたことを表す彼の日記から、影響の所在が浮かび上がったのです。

足立の文化遺産はしばしば都内の美術関連施設「国宝重文展示室」(都内)や著名美術館での作品公開や、高名な美術雑誌やテレビ番組に取り上げられる機会が増えました。足立固有の「おたから」の知名度が、徐々に高まり始めているのです。

区 民 委 員 会 情 報 連 絡

令和4年4月15日

件 名	令和4年度「子供の読書活動優秀実践図書館」に対する文部科学大臣表彰の受賞について
所管部課名	地域のちから推進部 生涯学習支援室 中央図書館
内 容	<p>毎年、文部科学省が子どもの読書活動推進に取り組んでいる図書館を表彰している。この度、足立区立中央図書館が文部科学大臣表彰を受賞することとなったため報告する。</p> <p>1 審査方法 各都道府県からの推薦に基づき、文部科学省が外部有識者から成る審査会を開催し、被表彰者を決定する。</p> <p>2 主な受賞理由 (1) 「足立区読書活動推進計画」に基づき、「あだちはじめてえほん」事業や出張おはなし会の実施、「あだち読書通帳」の活用など、子どもが本に触れる機会の創出や、読書に親しむことのできる環境づくりに取り組んでいる。 (2) 学校図書館と連携し、「図書館を使った調べる学習コンクール」への参加や、調べ学習用図書資料配送サービスの実施といった新規事業に取り組んでいる。 (3) 読書に関心を寄せるような情報紙の配布や、インターネットを通じた情報の提供により、読書の楽しさや大切さを伝えるための情報発信を行っている。</p> <p>3 表彰式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年4月23日（土） ・ 国立オリンピック記念青少年総合センター ※ 「子どもの読書活動推進フォーラム」の中で実施。 <p>4 同時受賞の都内公立図書館 (1) ゆいの森あらかわ (2) 稲城市立図書館</p>
今後の方針	